

令和 5 年度

第 4 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和5年7月13日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和5年度第4回千葉市農業委員会総会を千葉市役所高層棟2階 XL会議室201・202に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第4号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	40件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	5件
報告第4号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	18件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	7件

<出席委員>（16名）

1番 小川友安	2番 浅川政明
3番 深谷耕司	5番 清宮恵理子
6番 梶本泉	7番 長谷川秀明
8番 横山清亮	9番 長谷部衡平
10番 中村浩道	11番 秋庭重樹
12番 佐々木貴史	13番 猪野桃夫
14番 齊藤憲次	15番 石井一也
16番 市原律子	17番 高橋芳和

<欠席委員>（1名）

4番 齊藤元治

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長補佐	齋藤聡子
農地活用班長	佐々木聡子	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	森末豪	農地保全班	小野悠華

議長 (長谷部会長)	りましたら、挙手をもってお願いいたします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。
議長 (長谷部会長)	事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。
議長 (長谷部会長)	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
議長 (長谷部会長)	事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
議長 (長谷部会長)	ご説明いたします。
議長 (長谷部会長)	議案第2号ですが、第1項から第5項につきましては、現地調査を実施いたしました。
議長 (長谷部会長)	議案書2ページをご覧ください。
議長 (長谷部会長)	はじめに第1項です。
議長 (長谷部会長)	本案件は第3項までと一体案件ですので、一括してご説明いたします。
議長 (長谷部会長)	お手元の資料3ページから6ページをご参照ください。
議長 (長谷部会長)	資料は位置図、公図、土地利用計画図、資金計画書を添付しております。
議長 (長谷部会長)	本案件は、特別養護老人ホーム用地とするため、所有権の移転をするものです。
議長 (長谷部会長)	申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約2.6キロメートルに位置する農地です。
議長 (長谷部会長)	農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。
議長 (長谷部会長)	被害防除については、ブロック、フェンス、擁壁を設置し、土砂の流出などを防止します。
議長 (長谷部会長)	排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留浸透施設にて処理後、雨水管へ接続します。
議長 (長谷部会長)	他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。
議長 (長谷部会長)	議案書3ページをご覧ください。
議長 (長谷部会長)	次に、第4項です。
議長 (長谷部会長)	お手元の資料7ページから11ページをご参照ください。
議長 (長谷部会長)	資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資証明書を添付しております。
議長 (長谷部会長)	本案件は、駐車場用地とするため、賃借権の設定をするものです。

	申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西に約８００メートルに位置する農地です。 農地区分は、駅から１キロメートル以内の農地であることから、第２種農地と判断しました。 被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然浸透で処理します。 議案書４ページをご覧ください。 次に、第５項です。 お手元の資料１２ページから１６ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から東に約３キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックおよびフェンスを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に、第６項です。 お手元の資料１７ページをご参照ください。 本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約２キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から５００メートル以内の農地で、１０ヘクタール未満の広がりであることから、第２種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の５ページをご覧ください。 次に、第７項です。 お手元の資料１８ページをご参照ください。 本案件は、駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約２キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から５００メートル以内の農地で、１０ヘクタール未満の広がりであることから、第２種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
--	--

	排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に、第8項です。 お手元の資料19ページをご参照ください。 本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。 申請土地は、千葉市立みつわ台南小学校から南に約500メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 排水については、汚水は污水管へ接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝に接続します。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (佐々木班長)	ご説明いたします。 議案書の6ページをご覧ください。 併せて、資料の20ページから22ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。 本件は、茂原市に所在を置く法人が、中央区南生実町、佐倉市在住の個人が相続権を有する中央区生実町の田において、賃借権を設定し、ガス排水管撤去に伴う作業場として一時転用許可を取得するものです。

	概要としましては、農地を土木シートで養生し、その上に鉄板を敷きます。造成等はいりません。 事業面積は、670.90平方メートル、被害防除として、雨水排水は、自然浸透となります。 一時転用期間は、許可日から令和5年12月31日です。 事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。 次に、議案第4号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (佐々木班長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の7ページをご覧ください。 第1項は、緑区大木戸町在住の農家の方が、同区板倉町在住の方が所有する同町の畑5筆、合計面積7,260平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付け品目は「大根、大和芋、人参」です。 本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 第1項について、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基

	盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙 手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号については、原案どおり決定 といたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号 から第5号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	議案書の8ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」 は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもの で、5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございま す。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付い たしました。 議案書の9ページをご覧ください。 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」 は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨 の届出があったもので、議案書の14ページまでに40件ございまし た。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め 完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の15ページをご覧ください。 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、 農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について 農業委員会に通知するもので、5件ございました。添付書類も含め完備 しておりましたので、通知を受理いたしました。 議案書の16ページをご覧ください。 報告第4号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、

議長 (長谷部会長) 議長 (長谷部会長)	18件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。 議案書の17ページをご覧ください。 報告第5号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、7件ございました。内容につきましては、6月の総会で審議されたもので、6月14日に千葉県農業会議より許可相当との回答があり、許可指令書を交付いたしました。 ありがとうございました。 ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。 質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。 以上をもちまして、令和5年度第4回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。 閉　　会　　（午前10時21分）
---	---